

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則(平成 25 年大阪市規則第 160 号)の一部改正について

事務局	諮問書に沿って説明
阪口委員	<p>それでは、この件について、先生方、ご意見はあるでしょうか。</p> <p>特に、先ほどの中期目標のときも指標をきちんと設定できるのかという、その観点などもあると思いますので、何かご意見いかがですか。</p>
清水委員	<p>今、説明いただいたように、最初の湊町開発センターについては、ほかの団体が2つあったかと思うんですけど、特定調停先で別途、債権管理の渦中にある会社だと思しますので、引き続き2号団体として監理して行って問題ないと思います。</p> <p>あと、2の大阪市高速電気軌道株式会社に関しましても、民営化プランの内容を着実に実現ということで、確認の1点は、今、口頭で説明はあったんですけど、民営化プランには、必ずしも当該法人の財務上の利益につながらない内容のものもあるということなんですが、ホーム柵の設置等でしたよね。そういう意味では、地下鉄御堂筋線が中心ですけど、それ以外の線も非常に張り巡らされているので、そういったところを全体として民営化プランの中で、ある種公益的な側面もやはり強いので、収益力を視野に入れつつ、そういったところもバランスよくしていくということだと思いますので、外郭団体として位置づけておくのは全然問題ないと思います。</p> <p>シティバスはその子会社ですから当然そういう形にして。</p> <p>別紙3の団体については、外郭団体への指定基準に該当しないという理解で従来から議論を繰り返してきたところだと思うんですが、外れると、理解としては、出資法人で、影響力を有する出資法人という位置づけに入ってくるんですかね、全て。</p>
事務局	<p>はい。ただ、大阪国際交流センターにつきましては、現段階でいいますと、提言のときにもございましたように、影響力基準を満たしておらないということに。</p>
清水委員	<p>全く外れる形。そういう開示内容を公表する対象のものとしても。</p>
事務局	<p>監理対象出資法人になるかならないかということだと思いますと、監理対象出資法人になりません。</p>
清水委員	<p>そうですね。大阪市開発公社のところで補足の説明があったんですけど、所管の問題もあると思うんですが、やはり高速道路を支えている、躯体を支えているという社会的な役割もあるので、外郭団体として今回の要件を全て厳格に判断したら当たらないところはそうなのかなとは思いますが、一定のそういうほかの手法で対応していくところについては何らかの付言を言っていただいたほうがいいような気がします。</p>
阪口委員	<p>具体的には付言の、答申の中でつけ加えらしたら何がありますかね、大阪市開発公社について。現在は外郭団体ではないけど、未来という話を書くのか、それ以外に、現在でもこういうことに注意してほしいということを書くのか、そこはどうですか。</p>
清水委員	<p>そうですね。だから結局、ほかの手法に、もしよられるということを検討されるというのであれば、それを十分に検討して、妥当性、有効性についての検討をした上で、行政目的の達成を図れるように留意されたい的なことですかね。</p>

阪口委員	要するに監理の手法について、よく考えていただきたいということ。
清水委員	4のクリアウォーターは事務局の説明どおりでいいかと思います。特に、上水道に関してですが、メンテナンスの関係で社会的な混乱が起きかけたようなところもニュースで聞いていますので、やはり公益という点では、下水に関しても同様だと思いますので、外郭団体として位置づけるのが適切だと思います。
阪口委員	指標のつくり方という点では、例えば従前から議論しているのは大阪市住宅供給公社で、単身者向けじゃないファミリー向けの優良なものをつくり出すといったときに、どういう指標が考えられるのかということ、従前、入居率というのがあったけど、入居率という指標がマッチしていないんじゃないかという議論がずっとあったと思うんですね。そのあたりは具体的なものを今後中期目標、中期計画をつかっていく過程で議論されることになるのかなとは思っていますので、今回の答申には書かなくても、ずっとこれは議論を前からしているから、多分わかっていると思いますが。そこは単に入居率ではないよということは考えてもらう必要がある。入居率も考えてもいいのかもわからないけど、入居率以外のものもよく考えてもらわなければならないということはあると思っています。 それから、先ほどの大阪市開発公社に関しては、監理の手法の妥当性、有効性について、よく検討されたいぐらいの答申内容でいいですかね。
清水委員	大阪市開発公社の所管所属は経済戦略局でしたか。
事務局	はい。
阪口委員	船場センタービルの建替えをしなければいけないときに、外郭団体として監理しなければならないのかということは以前から委員間の共通認識であるんですね。そのときに所管所属が経済戦略局なのかどうなのかということは今、我々が判断できることではないだろうということかなという気はします。 では、答申としては、先ほどの大阪市開発公社のところで、監理の手法の妥当性、有効性について検討されたいという趣旨のことを書くということで、また委員間で確認をさせていただくということでもよろしいですかね。
委員一同	はい。
阪口委員	では、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則の一部改正についてというテーマについてはここで終わりたいと思います。